

2016年11月2日

大分大学長  
北野 正剛 殿

大分大学教職員組合  
委員長 芝原 雅彦



### 団体交渉のすみやかな実現についての申し入れ

大分大学教職員組合は10月3日に団体交渉の申入書を人事課へ提出し、交渉が早期に実現するよう求めました。その後法人より連絡が届かなかったため、組合は10月17日および10月24日の二回にわたって団体交渉のすみやかな実現について依頼いたしました。24日には10月中での実現についての回答を求めましたが、今日に至るまで回答がありません。これは、「大学は、組合から団体交渉の申入れがあったときは、誠意をもって速やかにこれに応じる」と定めた2012年3月29日付「労使関係の基本事項に関する協約」第3条2に反する誠実交渉応諾義務違反に当たると考えます。

つきましては、労使対等の原則に則り、今日に至るまで団体交渉が実現できなかった理由についての回答と、すみやかな団体交渉の実現を求めます。

以上